

「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査関係

1. 経緯

- 国内における旧軍の老朽化化学兵器問題については、6月6日に「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」閣議了解を行い、関係省庁が協力して調査を進めているところである。
- 本閣議了解においては、昭和48年に行われた「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査（以下、フォローアップ調査という。）を行うこととされており、前回の「さがみ縦貫道路周辺における危険物等に関する関係省庁連絡会議（第3回）」（6月5日）でフォローアップ調査の実施について報告したところである。
- そのため、地方公共団体に対しては、6月27日に、関係省庁に対しては、7月17日に事務次官等会議において、旧軍の毒ガス弾等について終戦時における保有・廃棄及び戦後における発見・被災の状況等を把握するため、フォローアップ調査への協力を依頼したところである。

2. 情報収集・整理について

- 関係省庁及び都道府県等から旧軍の毒ガス弾等に関連する情報を収集するとともに、国会図書館及び海外（米国、オーストラリア）等からも関連資料を取り寄せ、幅広く情報を収集しているところである。
- 情報の締切りであった8月29日までに関係省庁及び都道府県等から、環境省に直接寄せられた情報62件と合わせ、488件の情報及び30の文書の提供があった。
- 環境省は、9月2日～11日の間、集中的な情報整理等の作業を行い、寄せられた情報を約200件の事案に整理した。

3. 今後の予定

- 整理した約200件の事案について、必要に応じ、関係省庁及び都道府県等とともに追加的な調査を行った上で、専門家の協力を得て、その結果を11月末までに取りまとめ、公表する予定である。
- なお、専門家からは、健康被害を未然に防止する観点から、フォローアップ調査により得られた情報の取りまとめ等について、総合的に助言をいただくこととしている。

環保安発 030717001号

平成15年7月17日

事務次官 殿

環境事務次官

昭和48年の「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査について（依頼）

国内における旧日本軍の化学兵器問題については、昨年より神奈川県寒川町及び平塚市並びに茨城県神栖町において次々に顕在化しており、内閣官房の指示の下、関係省庁連絡会議を開催するとともに、本年6月6日には「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」閣議了解（別紙1）を行い、関係省庁が協力して対策を進めているところです。

本問題への対応に当たっては、上記3か所における対策の実施に加え、全国的な問題として全体像を把握することが重要であり、閣議了解においては、昭和48年に行われた「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査の実施についても了解されたところです。

したがって、各省庁においても各々の役割に応じて、旧日本軍の化学兵器について終戦時における保有・廃棄及び戦後における発見・被災の状況等を把握するための本フォローアップ調査の実施に御協力をお願いします。なお、地方公共団体に対しては、既に6月27日に環境省から本フォローアップ調査への協力を依頼したところです。

つきましては、別紙2の役割分担により、別紙3の実施要領に沿って調査を行い、その結果を8月29日（金）までに環境省に提出願います。

本調査は、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止を図るための基礎資料として極めて重要なものであり、重ねて貴省庁及び貴管下各機関の御協力をよろしくお願いします。

昭和48年の「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査に係る各省庁の役割分担

	役 割
環 境 省	・ 全体のとりまとめ ・ 地方公共団体が保有する毒ガス弾等の関連資料の収集、提供 ・ 地方公共団体が行う関係者からの事情聴取等のとりまとめ ・ 茨城県神栖町の事案の状況及び対応に係る資料の提供
内閣官房	・ 屈斜路湖及び苅田港（福岡県）における毒ガス弾の処理に係る資料の提供 ・ その他これまでに関与した毒ガス弾の発見事案への対応に係る資料の提供
総 務 省	・ 屈斜路湖及び苅田港（福岡県）における毒ガス弾の会計に係る資料の提供 ・ その他これまでに地方支分部局において関与した毒ガス弾の発見事案への対応に係る資料の提供
警 察 庁	・ 都道府県警が保有する毒ガス弾等の関連資料（戦後における毒ガス弾等の発見、被災、処理等の状況に係る資料）の収集、提供
防 衛 庁	・ 防衛研究所等にある旧日本軍に関する戦史資料の中から、旧日本軍の毒ガス弾等の保有・廃棄の状況に係る資料の搜索及び提供 ・ 旧日本軍の施設（基地、飛行場、工場、研究所等）の設置場所についての資料（地図上の位置、各施設の機能等）の搜索及び提供 ・ 苅田港における毒ガス弾の処理に係る資料の提供
外 務 省	・ 化学兵器禁止条約の締結に当たり入手した旧日本軍の毒ガス弾等に係る情報（国外のみに関わる情報を除く。）の提供 ・ 化学兵器禁止条約の締結に当たり行った地方公共団体に対する調査の結果に係る資料の提供 ・ 環境省が行う、米国・オーストラリア政府が保有する旧日本軍の毒ガス弾等に係る資料の収集に対する支援（両国の政府その他関係機関との連絡調整等）

財 務 省	・「ガス障害者救済のための特別措置要綱」に基づく被害者支援に係る資料の提供 ・旧日本軍が管理していた土地の国有財産としての所有及び売却に関する情報
文部科学省	・学校等の教育機関（国立学校、私立大学等）における毒ガス弾等の埋設等に関する資料の提供
厚生労働省	・「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」に基づく被害者支援に係る資料の提供 ・毒ガス弾等による健康被害の症例に係る資料の提供 ・旧復員局が保有していた旧日本軍に関する資料のうち、毒ガス弾等に係る資料の提供
農林水産省	・毒ガス弾等による漁業被害の状況及び被害対応に係る資料の提供
経済産業省	・経済産業省又は関係団体が保有する毒ガス弾等に係る資料の提供（例：化学物質評価研究機構等が保有する資料）
国土交通省	・海域における毒ガス弾等の発見・被災事例に係る資料の提供 ・海洋投棄場所の周辺海域の状況（水深、海上交通等の状況） ・神奈川県平塚市及び寒川町の事案の状況及び対応に係る資料の提供 ・荻田港における毒ガス弾の探査に係る資料の提供

（※）この表に記載したものは例示であり、旧日本軍の毒ガス弾等に関する情報は、できるだけ幅広く収集、提供いただきたい。

また、各省庁（地方支分部局等を含む。）における共通調査項目として以下の事項についても併せて情報提供をお願いしたい。

- （１）終戦時における旧軍毒ガス弾等の保有及び廃棄の状況
- （２）戦後における旧軍毒ガス弾等の発見、被災及び掃海等の処理の状況
- （３）その他旧軍毒ガス弾等の保有又は発見の可能性が示唆される場所の現在の状況

「旧軍毒ガス弾等の全国調査のフォローアップ調査」実施要領（関係省庁用）

1. 調査目的

昭和48年の関係省庁による「旧軍毒ガス弾等の全国調査」の現存する結果や関連資料を活用して、そのフォローアップ調査を行うことにより、旧軍毒ガス弾等について、終戦時における保有及び廃棄並びに戦後における発見及び被災状況等を把握し、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査項目

- (1) 終戦時における旧軍毒ガス弾等の保有及び廃棄の状況
- (2) 戦後における旧軍毒ガス弾等の発見、被災及び掃海等の処理の状況
- (3) その他旧軍毒ガス弾等の保有又は発見の可能性が示唆される場所の現在の状況

3. 依頼事項

- (1) 各省庁（地方支分部局等を含む。以下同じ。）が保有する旧軍毒ガス弾等に係る資料（行政文書、新聞記事等）の点検・収集
- (2) 旧軍毒ガス弾等の製造、運搬及び保管並びに被害に係る関係者等の事情聴取、情報収集

4. 予定

- (1) 調査結果について、本年8月29日（金）までに環境省環境保健部環境安全課環境リスク評価室へ提出願いたい。
- (2) 調査資料を10月末までを目途として中間的に整理した後、関係省庁及び都道府県等にフィードバックして、追加の情報をとりまとめ、公表する予定である。

5. その他

(1) 調査に当たっての留意事項

- ① 本調査の対象となる旧軍毒ガス弾等の範囲は、旧軍が保有したイペリットその他のいわゆる毒ガス弾及びこれら毒ガス弾の原料化学物質を含む。（別添1参照）なお、ここでは、旧軍毒ガス弾等と推定され、問題とされたものも含むこととする。
- ② 各省庁においては、終戦直後から調査時点までの期間に保有する旧軍の毒ガス弾等の資料について、点検願いたい。なお、この点検調査にあたっては、当該期間における主要な新聞の記事にも配意願いたい。
- ③ 本調査の過程で得られた資料や情報等から、毒ガス弾等が存在する蓋然性が高く、地域住民への影響を考慮する必要があるなどの場合（以下、「緊急を要する場合」という。）は、地域住民等に対する安全確保の観点から、

情報、事実等の確認、必要な連絡、広報等について迅速に対応願いたい。
なお、そのようなケースが発生した際の環境省への連絡、報告は、別添2
に定める様式により行うこととする。

(2) 調査の報告様式

調査結果の報告にあたっては、2. 調査項目(1)については様式1、2.
調査項目(2)については様式2、2. 調査項目(3)については様式3に
よるものとし、日時の古い順に一連番号を付して記載されたい。また、当該
報告様式1から3に該当しない事例については様式4に記載されたい。また、
資料の出所と、基となる資料がある場合には、その写しを添付すること。な
お、様式1から様式4に関して現在の土地の利用状況も含めて可能な限り詳
細な地図を添付し、毒ガス弾等を製造、保管していた場所も分かれば地図上
に位置を示すこと。

(3) 情報の管理及び公表

本調査に係る個人及び企業等情報については、管理の徹底を願いたい。報
告された資料及び情報は、氏名、住所、年齢、電話番号、FAX番号及び電
子メールアドレスなど個人の属性に関する情報を除き公表される可能性が
あるので留意されたい。

様式1 終戦時における旧軍毒ガス弾等の保有及び廃棄状況

番号	(保有、廃棄) 場所	年月日	廃棄作業 業者名	種類・ 数量	事案の 概要、 処置等	資料の 出所	備考

様式2 戦後における旧軍毒ガス弾等の発見、被災及び掃海等の処理の状況

番号	(発見、被災、 処理)場所	年月日	種類・ 数量	事案の 概要	救済・ 補償	資料の 出所	備考

様式3 その他旧軍毒ガス弾等の保有又は発見の可能性が示唆される場所の現在の状況

番号	調査場所	調査日	調査内容	資料の出所	備考

様式4 様式1から3に該当しない事例の報告

番号	調査場所	調査日	事案の概要	資料、情報の出所	備考

- 様式1から様式4に関して現在の土地の利用状況も含めて可能な限り詳細な地図を添付して下さい。毒ガス弾等を製造、保管していた場所も分かれば地図上にプロットして下さい。

旧軍毒ガス弾等について

1. 旧軍毒ガス弾の種類

旧軍における名称	化学物質の名称	区分
きい剤	マスタード（イペリットともいう）、 ルイサイト、及び両化学物質の混合物	びらん剤
あか剤	ジフェニルシアノアルシン（DC） ジフェニルクロロアルシン（DA）	くしゃみ剤 （嘔吐剤）
みどり剤	クロロアセトフェノン	催涙剤
あお剤	ホスゲン	窒息剤
ちゃ剤	シアン化水素	血液剤
しろ剤	トリクロロアルシン	発煙剤

2. 化学剤の種類と毒性

(1) びらん剤

硫黄マスタードとルイサイトが代表的であり、両化学物質は蒸発速度が遅く、細かい霧状または水滴状で用いられることが多い。皮膚浸透性を有しており防毒マスクだけでは防ぐことはできない。マスタードは皮膚に付着すると数時間後に赤い斑点を生じ痛みを伴うびらん症状を呈する。目や呼吸器の粘膜を冒し水疱、潰瘍を生じる。ルイサイトはマスタードより効果が現れるのが早く、皮膚に付着したり目に入ると耐えがたい痛みを生じる。旧日本軍のきい剤はマスタードとルイサイトが主成分である。

(2) くしゃみ剤（嘔吐剤）

ジフェニルシアノアルシン（DC）、ジフェニルクロロアルシン（DA）やアダムサイトのような有機ヒ素化合物があり、低濃度で鼻、喉、目の粘膜に激しい刺激を与え、くしゃみ、咳、前額部に痛みを感じ、高濃度では呼吸器深部を冒し、嘔吐、呼吸困難、不安感を生じ死亡する例もある。旧日本軍のあか剤はDC、DAの混合物である。

(3) 催涙剤

クロロアセトフェノンやクロロベンジルマロノニトリルのようなハロゲン化合物であり、目や喉を刺激して激しい催涙効果を示す。死に至らしめることはほとんどなく、暴動の鎮圧用に配備されていた。

(4) 窒息剤

呼吸器系に作用して喉や気管支を刺激し、肺に障害を起こして死に至らしめる。塩素やホスゲンが代表的な化合物である。

(5) 血液剤

青酸ガスが代表的な化合物で、体内に吸収された後、血液成分（ヘモグロビン）、全身の組織に作用して呼吸器障害を起こし、睡眠を伴い死に至らしめる。窒息剤や血液剤は、揮発性が高く呼吸器を通して作用するので、防毒マスクを着用することで防ぐことができる。

出典：遺棄化学兵器の安全な廃棄技術に向けて（日本学術会議報告平成13年7月 他）

緊急を要する場合の報告について

環境省環境保健部環境リスク評価室 宛
FAX:03-3581-3578

省庁等：

担当者：

連絡先：（電話、ファクシミリ）

第○報：（何時現在）

1. 入手情報について

- (1) 日 時
- (2) 方 法
- (3) 提供者
- (4) 種 類
- (5) 内 容

2. 対応

- (1) 情報の確認
- (2) 判 断
- (3) 対 策
- (4) 情報の公表

3. その他

記載上の留意事項

- ・ 継続的に報告が必要である場合があるため、第何報であるか及びいつ時点の報告であるかを明確にすること。
- ・ 1. (2) について、面会、電話、ファクシミリ、電子メール等の情報を受けた手段について記載すること。
- ・ 1. (3) について、プライバシーに留意した上で、提供者の年齢、性別、当時の職業、所属先等を記載すること。なお、複数であった場合には代表者とする。
- ・ 1. (4) について、以下の分類を参考とすること。
 - ①旧軍毒ガス弾等の製造、運搬、配備及び廃棄等
 - ②旧軍毒ガス弾等の放置、隠蔽
 - ③旧軍毒ガス弾等による事故（現時点で影響が懸念される場合）
 - ④その他
- ・ 1. (5) について、特に以下に留意すること。
 - ①本人の直接行為、その行為の目撃か、伝聞なのかを確認すること。
 - ②製造、運搬、配備及び廃棄等場合には、既に確認されている事実かどうかを確認すること。
 - ③廃棄、放置及び隠蔽等の場合には、埋設、焼却等の方法、数（量）、形態、毒ガス弾等の種類、廃棄等の時期、場所、位置（地図等で十分に確認）、深さ等の情報を確認すること。
- ・ 2. (2) について、以下の分類を参考とすること。
 - ①危険材料なし
 - ②危険性有り（理由）
 - ③判断不能
- ・ 2. (3) について、「危険性あり」と判断され、対処する場合には、環境監視、ボーリング、磁気探査等の具体的な手法について記載すること。
- ・ 2. (4) について、公表を行う際には、事前に環境省に連絡すること。